令和６・７年度

大館市入札参加資格審査申請の手引

（令和７年度　追加受付）

大館市総務部　契約検査課契約係

〒017-8555　秋田県大館市字中城 20 番地

TEL：0186-43-7039（課直通）

FAX：0186-49-1198（代表）

E-mail：keiyaku@city.odate.lg.jp

目　　次

第１章　業者登録申請の概要

１．業者登録申請とは……1
２．業者登録申請の受付の時期……1
３．業者登録申請に関する注意点……1
４．有資格業者登録名簿の種類……2
５．発注者別評価について……2

第２章　業者登録申請の手順・方法

１．欠格事項……3
２．申請書等の提出……4

第３章　業者登録申請の提出書類（市内業者）

１．申請書類一覧……6
２．申請書等の取りまとめ方……7
３．各書類に関する注意事項……8
≪納税証明書等に関する注意事項等≫……18

第４章　有資格業者登録名簿への登録

１．申請書等の確認（入札参加資格審査）……21
２．資格審査委員会による審査……21
３．登録の有効期間……22
４．申請の取下げ及び認定の取下げ……22
５．有資格業者登録名簿からの登録抹消（入札参加資格の取消）……23
６．有資格業者登録名簿への登録認定の承継……23
７．申請した事項の変更等の届出……23
８．総合評定値通知書の提出について……23

第１章　業者登録申請の概要

１．業者登録申請とは

大館市が発注する工事や業務の請負、物品の納入をするためには、原則として入札参加資格を有し「大館市有資格業者登録名簿」に登録されていなければなりません。

市では、業者登録申請を受けると、入札や見積合わせの参加者として、また契約の相手方として適格かどうかを審査し認定することになります。

２．業者登録申請の受付の時期

業者登録の受付には、２年に１度実施する「定期受付」と、その間の年に実施する「中間年受付」、４月（定期受付年は２月）～１１月に受付する「追加受付」があり、受付時期により「有資格業者登録名簿」に登録される期間等が異なります。

	定期受付 （受付終了）	中間年受付 （受付終了）	**追加受付**
対象業務種別	全業種	全業種	**全業種**
対象地域条件	全区域	全区域	**大館市内**
受付期間	R6.1.5～R6.1.31	R7.1.6～R7.1.31	**【定期受付年】**（受付終了） R6.2.1～R6.11.29 **【中間年受付年】** **R7.4.1～R7.11.28**
有効期間	R6.4.1～R8.3.31	R7.4.1～R8.3.31	**受付日の翌々月の１日～R8.3.31** ※定期受付年の２月、３月受付分は R6.5.1～R8.3.31

３．業者登録申請に関する注意点

⑴　業者登録申請の受付に関する情報は、契約検査課ホームページ及び市広報紙「広報おおだて」でお知らせします。個別のお知らせは一切行っておりません。

⑵　業者登録申請を行った結果、後述する基準を満たしていれば「有資格業者登録名簿」に登録され、大館市が行う入札や見積合わせに参加できるようになります。ただし、「有資格業者登録名簿」への登録が、その有効期間内に確実に受注できることを約束するものではありません。

⑶　大館市では、入札・契約手続の透明性・競争性を確保する目的で様々な情報を公表しています。こうした情報の公表に伴い、自社の情報が公表の対象となることを十分理解した上で業者登録申請を行ってください。

４．有資格業者登録名簿の種類

大館市では、４つの業務種別（建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務、物品調達、役務提供）ごとに「有資格業者登録名簿」を作成しています。

＜有資格業者登録名簿における業務種別＞

業務種別	主な業務内容及び登録項目数
建設工事	建設業法で規定される建設工事の工種に対応する３３種類（プレストレストコンクリート工事、法面工事、鋼橋上部工工事、路面標示工事を含む。）の登録項目があります。
測量及び建設コンサルタント等業務	測量業務、建築物に関する調査及び建築物に関する工事の設計・監理・企画・立案・助言を行う業務、土木工作物に関する調査及び土木工作物に関する工事の設計・監理・企画・立案・助言を行う業務、地質調査業務、公共事業に必要な土地の取得若しくは使用・これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務。 登録項目については、５種類の大項目と４８種類の小項目があります。
物品調達	大館市が必要とする物品を調達する業務、これら物品の修理及び修繕を行う業務。 １３２種類の登録項目があります。
役務提供	労務やサービスを提供する業務で、他の業務種別に属さないすべての業務。 ３８種類の登録項目（小規模修繕等を含む。）があります。

５．発注者別評価について

市内業者として「建設工事」に業者登録申請するかたは、**「発注者別評価申告書」を必ず提出してください。**詳しくは別紙「発注者別評価申告書」をご覧ください。

※ 発注者別評価とは、市発注工事工種別成績評定点や地域貢献活動の状況、社会的要請への対応状況を審査・評価する制度です。発注者別評定値を総合評定値に加点した総合点（希望しないかたには加点しません）をもって等級格付けの審査を行います。

※ 評価の結果については、契約検査課ホームページで公表する予定です。

第２章　業者登録申請の手順・方法

１．欠格事項

次のいずれかに該当するかたは、申請書等を提出できません。提出しても「有資格業者登録名簿」に登録されませんので、ご注意ください。

⑴　すべての業務種別に共通する欠格事項

ア　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当する者

イ　経営状況が著しく不健全であると認められる者

ウ　申請者又はその役員、若しくは申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者

エ　税の滞納が認められる者

オ　入札参加資格を得ようとする業務種別に係る営業に関して、法令等の定めにより必要とされている資格（登録、許可、免許及び認可等その他法令上満たすべきすべての要件）を有していない者

カ　申請書等に虚偽の記載をした場合や、重要な事実を記載しなかった者及びこれに協力した者

キ　その他業務種別及び登録項目ごとに定める要件を備えていない者

⑵　「建設工事」に関する欠格事項

ア　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３の「経営事項審査」（総合評定値の通知を受けた者に限る。以下単に「経営事項審査」という。）を受けていない者

イ　経営事項審査の総合評定値が５００未満（舗装工事の場合は６００未満）の者

ウ　経営事項審査の総合評定値通知書において、２年平均又は３年平均の完成工事高が「０（無）」である者

★注意点

「建設工事」に登録されるかたは「役務提供」の小規模修繕等には登録できません。

（小規模修繕等は、建設工事業者として登録できないかたのための登録項目です。）

２．申請書等の提出

申請者は、申請書等を所定の様式に従い提出しなければなりません（申請書等の様式については、第３章　業者登録申請の提出書類　参照）。

⑴　申請方法

申請は**電子メール**（電子メールで提出できない場合は郵送）での受け付けとなります。

(ｱ)　受付期間

令和7年4月1日(火)～令和7年 11 月 28 日(金)

(ｲ)　宛先

〔電子メール〕 **e-mail アドレス**　keiyaku@city.odate.lg.jp
〔郵送〕　**〒017-8555　秋田県大館市字中城20番地**
大館市　総務部　契約検査課　宛

(ｳ)　注意点

〔電子メール〕

a　件名は「大館市入札参加資格審査申請（個人・会社名）」とし、本文に、申請担当者の氏名、連絡先及び申請担当者のメールアドレスを記載してください。

b　申請書類等のデータは**すべて PDF 形式で１つのデータにまとめ**、メールに添付してください。

c　電子メールの容量を１件につき７MB 以内としてください。７MB を超える場合は、スキャンする際の解像度を調整してください（300×300dpi 程度）。７MB を超える場合には、２件に分けて送信してください。

d　提出するデータは必ず**ウイルス対策を行った上で提出**してください。

e　添付ファイルへのパスワード設定は、自動設定でない限り、行わないようにしてください。

f　電子メールで申請したかたには、申請した日の翌々日までに受理通知を電子メールで送信します。**受理通知をもって受付完了となりますので、必ず確認してください**。提出日の翌日から２日経過しても受理通知が届かない場合は、お問い合わせください。

〈例〉送信する電子メールの件名及び本文は次のとおりとしてください。

件名	大館市入札参加資格審査申請（株式会社○○）
本文	標記の件について、別添のとおり申請します。 ①申請担当者所属氏名：総務部　大館　太郎 ②申請担当者連絡先：0186-43-7039 ③申請担当者 e-mail：keiyaku@city.odate.lg.jp

〔郵送〕

a　**書留郵便等受領が確認できる方法**で郵送してください。

b　封筒の表に**「資格審査申請書在中」**と**朱書**してください。

c　申請書等を受理した証明（「受付票」（Ａ５判））が必要なかたは切手を貼った返信用封筒を同封してください。返信用封筒が同封されていない場合や、切手が貼られていない場合は送付しません。

〔共通〕

a　提出書類に不備や不足がある場合は、申請担当者のかたに連絡しますので、当該書類を速やかに提出してください。

b　添付書類の中には、場合により即日発行されないものもあるため、余裕を持って準備してください。

c　申請書等について問い合わせをすることがありますので、提出前に必ず申請書等をデータ化又はコピーし、保存しておいてください。

d　受付期間終了後に到着したものは一切受付できません。認定審査等に支障を来しますので、ご協力をお願いします。

⑵　申請に当たっての留意事項

(ｱ)　提出された申請書類については差し替えを認めませんので、提出前に記載内容を十分に確認してください。

(ｲ)　申請書等に虚偽の記載をした場合や、重要な事実を記載しなかった場合等は登録が受けられず、また登録後発覚したときは職権により登録を抹消（入札参加資格認定を取り消し）します。

(ｳ)　業者登録申請は重複しないよう注意してください。重複申請が行われた場合は、先に受け付けたものを有効な申請として取扱います。また、悪質な重複申請の場合、登録を行わないこともあります。

(ｴ)　**「有資格業者登録名簿」への登録認定については、異議の申立てを行うことはできません。**

第３章　業者登録申請の提出書類（追加受付）

１．申請書類一覧

申請書類は下表のとおりです。業務種別ごとに提出書類が異なります。

書類番号	必要な提出書類		業務種別			
			建設工事	測量・コンサル等	物品調達	役務提供
1	大館市入札参加資格審査申請書		○	○	○	○
2	登録営業所等調書		×	×	▲	▲
3	年間委任状		×	×	▲	▲
4	業態調書		○	○	○	○
5	総合評定値通知書		○	×	×	×
6	建設業許可申請書及び役員・使用人の一覧表、営業所一覧表		○	×	×	×
7	専任技術者証明書又は一覧表		○	×	×	×
8	技術者名簿		○	×	×	×
9	有資格技術者数調書		▲	×	×	×
10	社会保険加入に関する証明書等		○	×	×	×
11	発注者別評価申告書		○	×	×	×
12	登録事業及び技術者数調書		×	○	×	×
13	技術者経歴書		×	○	×	×
14	取扱物品一覧表		×	×	▲	×
15	取扱い印刷物及び生産設備の一覧		×	×	▲	×
16	その他業務一覧表		×	×	×	▲
17	許可・登録等に関する証明書等		○	▲	▲	▲
18	登記事項証明書又は身分証明書		×	○*	○*	○*
19	財務諸表又は決算書等		×	○*	○*	○*
20	納税証明書等	市税（大館市）	○	○	○	○
		県税（秋田県）	○	○	○	○
		国税	○	○	○	○
21	暴力団等の排除に関する誓約書		○	○	○	○

○：必ず提出　　×：提出不要　　**▲：該当する場合のみ提出**

○*：**令和６・７年度登録業者の業務種別及び登録項目の追加時は提出不要**

注１）１、18～21 の書類は、複数の業務種別について申請する場合でも提出枚数は１枚です。

注２）5～7、10、17～20 の書類は、写し（コピー）の提出で足ります。

※　様式類は契約検査課ホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。また、契約検査課窓口でも配布しています。

2．申請書等の取りまとめ方

⑴　大館市指定の様式を使用してください。ただし、書類番号１「大館市入札参加資格審査申請書」は、国の様式でも可としますが、宛名（大館市長宛）等の修正が必要です。また、大館市の様式に記載されている必要項目を満たしていなければ受付できない場合がありますのでご注意ください。

⑵　申請書等は、「１．申請書類一覧」の書類番号順に提出してください。

⑶　電子メールで提出する場合は、申請書類等のデータは**すべてPDF形式で１つのデータにまとめ**、メールに添付してください。

⑷　郵送の場合、申請書等は着脱可能なクリップ等で留めて提出してください。**ホチキス留めやファイル綴じはしないでください。**

⑸　添付書類は、業務種別ごとに指定したものだけを添付してください。不要な書類は破棄させていただきます。

例　：「建設工事」「物品調達」「役務提供」の計3つの業務種別に業者登録申請する場合

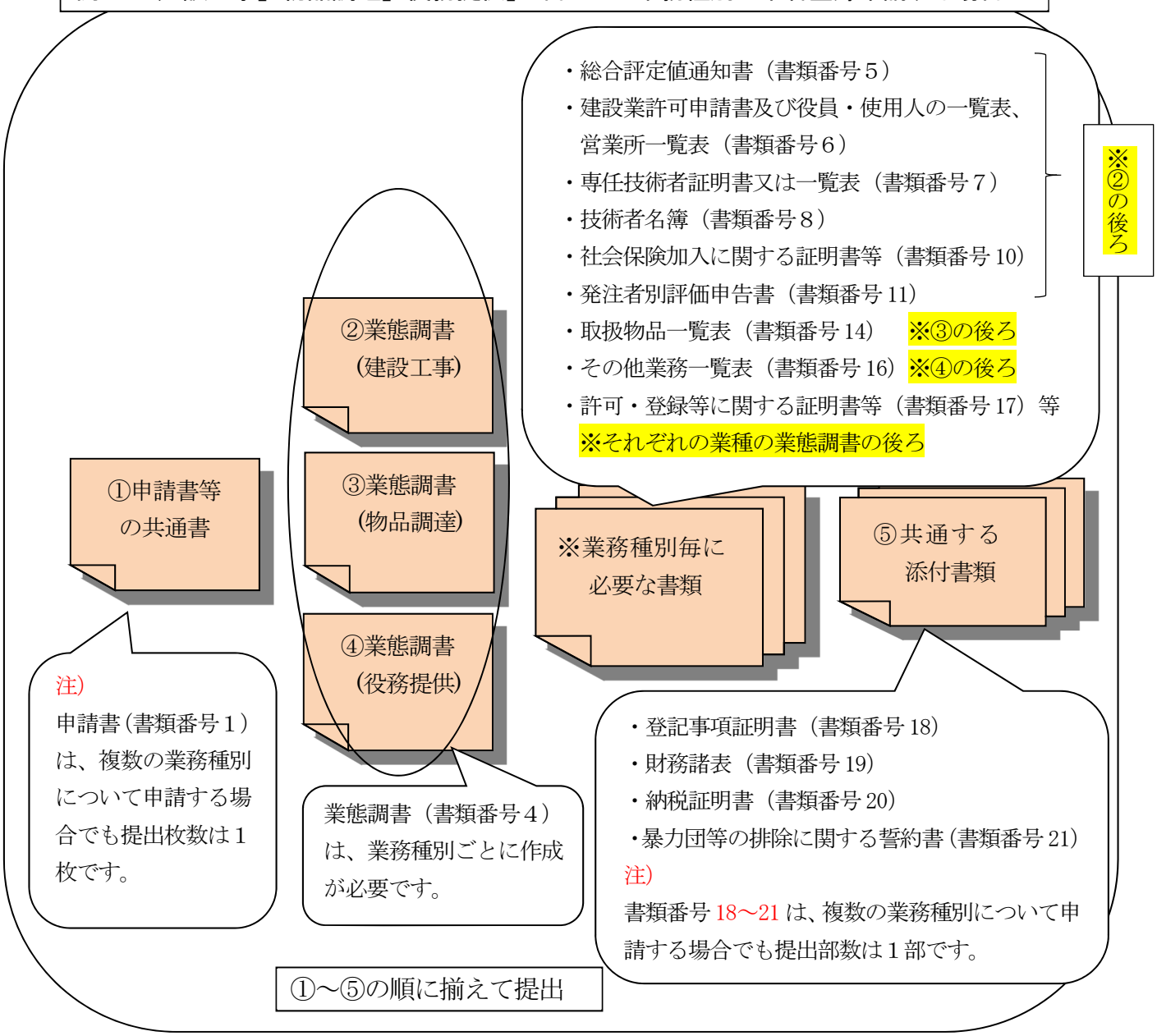

3．各書類に関する注意事項

それぞれの書類に関する説明は、以下をご覧ください。

なお、申請書等の記入方法については、申請様式の「記入のしかた」を参照してください。

⑴　大館市入札参加資格審査申請書（書類番号１）

ア　この書類は、業者登録申請を行うすべてのかたが作成してください。複数の業務種別について申請する場合でも提出枚数は１枚です。

イ　記載内容は、主たる営業所に関する基本的な事項です。

ウ　主たる営業所の代表者印の押印が必要です。電子メールで申請する場合は、申請書に押印後、スキャン等により PDF データで提出してください（印影データ不可）。

エ　行政書士に申請を一任される場合は、申請書下段の申請代理人欄に委任を受けた行政書士の所在地や名称等を記入、押印が必要となります。営業所等のかたが申請する場合は、こちらの記載は不要です。

⑵　登録営業所等調書（書類番号２）

ア　この書類は、従たる営業所を登録しようとするかたが作成してください。

イ　記載内容は、従たる営業所に関する基本的な事項です。

ウ　登録可能な従たる営業所の数は、１つの業務種別につき１箇所です。

エ　業務種別（建設工事、測量・コンサル等、物品調達、役務提供）ごとに登録する従たる営業所が異なる場合は、登録を希望するすべての従たる営業所につき１枚作成してください。

オ　大館市では原則として「市内業者」を優先して発注を行いますが、「市内業者」だけでは入札参加者を確保できないと思われる場合等は、発注条件を「市内業者」→「県内業者」→「東北管内の業者」・・・と拡大していきます。

このように、業者登録されている営業所の所在地によって入札参加機会に差が生じますので、申請を行う営業拠点の選定は慎重に行ってください。

【市内業者】業務種別により、「市内業者」の範囲が異なります。

業務種別	市内業者の範囲
建設工事	大館市内に主たる営業所を有するかた
測量及び建設コンサルタント等業務	大館市内に主たる営業所を有するかた
物品調達	大館市内に主たる営業所又は従たる営業所を有するかた
役務提供	大館市内に主たる営業所又は従たる営業所を有するかた

カ　従たる営業所を登録しようとする場合は、以下の条件を満たしていなければなりません。

(ｱ)　法令等に基づく許可や登録を受けていること。特に、業務種別が「建設工事」の場合は、建設業法上、従たる営業所についても営業を行おうとする建設業の許可を受けている必要があります。

(ｲ)　税法上必要とされる法人設立（設置）の届出がなされ、税の滞納がないこと。
(ｳ)　一時的に設置されたものではなく、恒常的な営業を行うために設置された営業拠点であること。従って、登録しようとする従たる営業所には、恒常的な営業活動を行うために必要な社員が常勤で配置されていなければならず、転送電話等が設置されるだけで実際には社員が配置されていない又は社員が不在であることが多く、常勤社員の配置が行われていると認められない場合は、従たる営業所としては認められません。
(ｴ)　業務種別が「建設工事」又は「測量及び建設コンサルタント等業務」の場合は、入札書の提出、契約の締結等を行う権限を、従たる営業所の代表者（支社長、支店長、営業所長等を指す。）に委任していること。

※　なお、大館市では、上記(ｱ)～(ｳ)について確認するため、市内の営業所の実態調査を行う場合があります。この調査を妨害した場合や、調査の結果基準を満たしていないと認められる場合には、関係機関への通報、指名停止及び「有資格業者登録名簿」からの抹消（入札参加資格の認定取消）等の措置を講ずる場合があります。

⑶　年間委任状（書類番号３）

ア　この書類は、従たる営業所を登録するかた（「登録営業所等調書（書類番号２）」を作成したかた）が作成してください。
　ただし、登録する業務種別が「物品調達」又は「役務提供」の場合で、入札や契約に関する権限を従たる営業所の代表者に委任しないかた（すべての行為を主たる営業所の代表者の名義で行うかた）は、この書類を作成する必要はありません。
イ　委任者（主たる営業所の代表者）の本店所在地、商号又は名称（会社名）、代表者職氏名（役職名及び氏名）、受任者（従たる営業所の代表者）の支店等所在地、商号又は名称（会社名及び支店名）、代表者職氏名（役職名及び氏名）について記入・押印してください。
ウ　電子メールで提出する場合は、年間委任状に押印後、スキャン等により PDF データで提出してください（印影データ不可）。

⑷　業態調書（書類番号４）

ア　この書類は、業者登録申請を行うすべてのかたが業務種別ごとに作成してください。業務種別ごとに書式が異なりますのでご注意ください。
イ　登録を申請する業務種別ごとに登録項目を選択（登録を希望する登録項目に「○」印を付ける。）してください。

⑸　総合評定値通知書（書類番号５）

ア　この書類は、「建設工事」に業者登録申請をするかたが提出してください。
イ　最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出してください。

⑹　建設業許可申請書及び役員・使用人の一覧表、営業所一覧表（書類番号６）

ア　この書類は、「建設工事」に業者登録申請をするかたが提出してください。

イ　提出するのは、建設業の許可（更新を含む。）申請を行ったときの「建設業許可申請書」（許可行政庁の受付印があるものに限る。ただし、電子申請により受付印がない場合は受付印がなくてもよい。）及び「役員等の一覧表（別紙一）」「営業所一覧表（別紙二）」「建設業法施行令３条に規定する使用人の一覧表（第１１号）」です。

なお、営業を行う建設業許可の種類に関して変更があった場合は、その変更届出書（受付印が押されているもの。ただし、電子申請により受付印がない場合は受付印がなくてもよい。）の写しを添付してください。

⑺　専任技術者証明書又は一覧表（書類番号７）

ア　この書類は、「建設工事」に業者登録申請をするかたで、大館市内に主たる営業所を有するかたが提出してください。

イ　提出するのは、建設業の許可（更新を含む。）申請を行ったときの専任技術者証明書の写し、又は専任技術者一覧表の写しです。

なお、専任技術者について変更があった場合は、変更後の一覧表も添付してください。

⑻　技術者名簿（書類番号８）

ア　この書類は、「建設工事」に業者登録申請をするかたで、大館市内に主たる営業所を有するかたが作成してください。

イ　会社における技術職員の氏名、所属する営業所等の名称、保有する資格種別及び実務経歴の内容等について記入してください。

「会社における技術職員」とは、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術職員を指します。

⑼　有資格技術者数調書（書類番号９）

ア　この書類は、「建設工事」の「一般土木」、「建築一式」、「電気」、「給排水暖冷房衛生設備」、「舗装」に業者登録申請をするかたで、大館市内に主たる営業所を有するかたが作成してください。

イ　会社における技術職員（指定する資格を有する者）の人数を記入してください。

「会社における技術職員」とは、上記⑻イのとおりです。

※注意　１級施工管理技士補は１級扱いの資格とはなりません。２級の資格を有している場合は、２級の資格を記入してください。

⑽　社会保険加入に関する証明書等（書類番号 10）

ア　この書類は、「建設工事」に業者登録申請をするかたで、大館市内に主たる営業所を有するかたが提出してください。

イ　提出するのは、社会保険料納入確認書（納入確認の対象となる期間は、年金事務所への申請日を含む前々月までの直近１年間分）又は社会保険料等の領収書（直近１回分）の写しです。

⑾　発注者別評価申告書（書類番号 11）

ア　この書類は、「建設工事」に業者登録申請をするかたで、大館市内に主たる営業所を有するかたが提出してください。

※　詳しくは別紙「発注者別評価申告書」をご覧ください。

⑿　登録事業及び技術者数調書（書類番号 12）

ア　この書類は、「測量及び建設コンサルタント等業務」に業者登録申請をするかたが作成してください。

イ　法令等に基づいて登録を受けている事業の名称、登録を受けた時期、会社における技術職員の数について記入してください。

「会社における技術職員」とは、上記⑻イのとおりです。

⒀　技術者経歴書（書類番号 13）

ア　この書類は、「測量及び建設コンサルタント等業務」に業者登録申請をするかたで、大館市内に主たる営業所を有するかたが作成してください。

イ　会社における技術職員の氏名、所属する営業所等の名称、保有資格の名称、取得年月日及び実務経歴の内容等について記入してください。

「会社における技術職員」とは、上記⑻イのとおりです。

⒁　取扱物品一覧表（書類番号 14）

ア　この書類は、「物品調達」に業者登録申請をするかたで、「その他」の「上記に属さない物品」に「〇」印を付けたかたが作成してください。

イ　「物品の種類又は名称」欄には、自社で取扱い可能な物品の種類又は名称をすべて記入してください。

⒂　取扱い印刷物及び生産設備の一覧（書類番号 15）

ア　この書類は、「物品調達」に業者登録申請をするかたで、「フォーム印刷」又は「その他の印刷」に「〇」印を付けたかたが作成してください。

イ　「取扱い可能な印刷物の種類」欄には、自社で対応可能な印刷物の種類をすべて記入してください。

ウ　「機械設備の内訳」欄には、印刷に使用する機器類で自社保有するものすべて（リース契約等により常時社内に保有している機器を含む。）について、「機種名・型式」及び「台数」を記入してください。

エ　「取扱い可能な印刷物」に「フォーム印刷」と記入した場合は、「フォーム印刷の確認」欄の該当するものに「〇」を記入してください。

⒃　その他業務一覧表（書類番号 16）

ア　この書類は、「役務提供」に業者登録申請をするかたで、「その他」に「〇」印を付けたかたが作成してください。

イ　「業務の種類」欄には、自社で実施可能な業務の種類をすべて記入してください。

⑰　許可・登録等に関する証明書等（書類番号 17）

ア　この書類は、業者登録申請をする業務種別又は登録項目について、法令等に基づく許可や登録を受けているかたが、それらの許可や登録１種類につき１枚提出してください。「建設工事」に業者登録申請をするかたは、建設業の許可（通知）又は建設業許可証明書の写し（コピー）を提出してください。なお、大館市が行う入札や見積合わせの際、再度、証明書等の提出を求める場合があります。

イ　提出するのは、それぞれの許可や登録を所管する行政庁等の団体が発行する「許可証」、「登録証」、「認定証」、「免状」、「免許」等の写しで、法令等で義務付けられているものに限りません。（下表及び次葉以降の例を参照してください。）

ウ　保有する許可や登録が多数あり、すべての証明書等を提出することが困難である場合は、法令等で取得が義務付けられているものを優先して提出してください。

　なお、添付できなかった証明書等については、一覧表にまとめて添付してください。一覧表の様式は任意ですが、「受けている許可・登録等の種類」、「許可・登録等を受けた年月日」、「登録番号（許可番号）」等が分かるようにしてください。

エ　提出に当たっては、証明年月日（業者登録申請日以前の３か月以内）、有効期限を十分に確認してください。

オ　各証明書等の交付申請方法は、各交付窓口へ問い合わせてください。

＜証明書等を提出していただく許可や登録等の例（書類番号 17 関係）＞

※　あくまでも例示であり、すべての許可・登録を網羅しているものではありません。

業務種別	登録項目等	許可や登録等の種類
建設工事	建設工事	建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）に基づく建設工事の工種に対応する項目
測量及び建設コンサルタント等業務	測量業務 （全小項目対象）	測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条に基づく登録
	土木関係建設コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年建設省告示第 717 号）第２条に基づく登録 （部門ごと）
	建築関係建設コンサルタント業務（全小項目対象）	建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条に基づく登録
	地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条に基づく登録
	補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和 59 年建設省告示第 1341 号）第２条に基づく登録 （部門ごと）

業務種別	登録項目等	許可や登録等の種類
物品調達	医療機器・保健用品類 医療機器 薬品類 医療薬品 工業薬品 農業薬品	⑴ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく薬局開設許可、医薬品販売業許可、高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業許可、医療用具専業修理業許可、又は動物用医薬品（店舗/配置/特例店舗/卸売）販売業許可 ⑵ 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に基づく毒劇物（一般/農業用品目/特定品目）販売業登録 ⑶ 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)に基づく麻薬卸（小）売業者免許 ⑷ 覚醒剤取締法(昭和 26 年法律第 252 号)に基づく覚醒剤原料取扱者指定 ⑸ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に基づく管理医療機器販売業届出 ⑹ 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和 25 年法律第 127 号)に基づく肥料販売業務開始届 ⑺ 農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)に基づく農薬販売業者届
	燃料類 ガソリン 重油 軽油 灯油 ＬＰガス等	⑴ 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)に基づく高圧ガス製造事業・販売営業許可 ⑵ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)に基づく液化石油ガス製造事業・販売事業許可、液化石油ガス保安機関認定 ⑶ 揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)に基づく揮発油販売業登録 ⑷ 石油の備蓄の確保等に関する法律(昭和 50 年法律第 96 号)に基づく石油販売業届出
	食料品類 食料品 給食用食材	食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)に基づく営業、食品販売業、食品製造業届出
	車両類 車両の修理・点検等	道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)に基づく自動車特定整備事業認証、指定自動車整備事業指定、優良自動車整備事業者認定
	その他の機械器具類 計測量機器	計量法(平成 4 年法律第 51 号)に基づく計量器販売等事業届出

業務種別	登録項目等	許可や登録等の種類
物品調達	建設資材 砂利・採石・砂	⑴ 採石法(昭和25年法律第291号)に基づく登録 ⑵ 砂利採取法(昭和43年法律第74号)に基づく登録
	古物商 中古車両 中古機械 リサイクル用品	古物営業法(昭和 24 年法律第 108 号)に基づく古物商営業許可
	その他 電力供給	電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）に基づく小売電気事業を営もうとする者の登録
役務提供	建築物等清掃	⑴ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づく建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録 ⑵ 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に基づく医療関連サービスマーク（院内清掃業務）の認定
	受水槽・高架水槽清掃	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45 年法律第 20 号)に基づく建築物環境衛生総合管理業又は建築物飲料水貯水槽清掃業の登録
	浄化槽清掃	浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の規定に基づく浄化槽清掃業許可
	地下タンク等点検	危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第62条の6に基づく定期点検を行う技能を有する者としての地下タンク等定期点検事業者認定
	浄化槽保守点検	浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）の規定に基づく浄化槽保守点検業許可
	電気工作物保安管理	電気事業法施行規則(平成 7 年通商産業省令第 77 号)第 52 条の 2 第 1 号に規定する電気主任技術者の資格を有する個人又は同条第 2 号に規定する要件を満たす法人である証明
	建築物害虫等駆除	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45 年法律第 20 号)に基づく建築物環境衛生総合管理業又は建築物ねずみ昆虫等防除業の登録
	機械警備	警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)第 4 条の警備業者認定及び同法第 40 条に基づく機械警備業の届出
	人的警備	警備業法(昭和 47 年法律第 117 号)第 4 条の警備業者認定
	樹木剪定・維持管理 芝生管理	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく造園工事業許可又は造園業を営む者

業務種別	登録項目等	許可や登録等の種類
役務提供	環境調査・環境測定	⑴ 計量法(平成4年法律第51号)に基づく（特定）計量証明事業登録 ⑵ 水道法(昭和32年法律第177号)に基づく水質検査機関登録 ⑶ 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)に基づく土壌汚染状況調査機関指定 ⑷ 作業環境測定法(昭和50年法律第28号)に基づく作業環境測定機関登録 ⑸ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)に基づく建築物空気環境測定業又は建築物環境衛生総合管理業登録
	防雪柵設置	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく土木工事業又はとび・土工工事業許可
	一般廃棄物収集運搬	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく一般廃棄物収集運搬業許可
	一般廃棄物処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく一般廃棄物処分業許可
	産業廃棄物収集運搬	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく産業廃棄物収集運搬業許可
	産業廃棄物処分	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)に基づく産業廃棄物処分業許可
	輸送・配送	⑴ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)に基づく一般貨物自動車運送業許可 ⑵ 道路運送法(昭和26年法律第183号)に基づく一般（乗合/貸切/乗用）旅客自動車運送業許可 ⑶ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第 83 号)に基づく貨物軽自動車運送事業届出
	賃貸借	⑴ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく高度管理医療機器/特定保守管理医療機器賃貸業許可 ⑵ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)に基づく管理医療機器賃貸業届出
	情報処理・ソフトウエア開発	一般財団法人日本情報経済社会推進協会からのプライバシーマークの付与
	人材派遣	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に基づく一般労働者派遣事業許可

業務種別	登録項目等	許可や登録等の種類
役務提供	不動産鑑定	不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)第 22 条に基づく不動産鑑定業登録
	登記手続等	⑴ 土地家屋調査士法(昭和 25 年法律第 228 号)第 8 条に基づく土地家屋調査士登録 ⑵ 司法書士法(昭和 25 年法律第 197 号)第 8 条に基づく司法書士登録
	クリーニング	クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）に基づくクリーニング所開設の届出

⑱ 登記事項証明書又は身分証明書（書類番号 18）

ア この書類は、「建設工事」以外の業務種別に登録申請をするかたが提出してください。提出部数は１部です。

イ 法人の場合は、登記事項証明書（現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本。ただし、証明年月日が業者登録申請日以前の３か月以内のもの）を各法務局窓口から交付を受けて提出してください。(写し可)

ウ 個人の場合は、身分証明書（個人事業主に係るもので、証明年月日が業者登録申請日以前の３か月以内のもの）を本籍地の市町村窓口から交付を受けて提出してください。(写し可)

エ 登記事項証明書の交付申請については各法務局へ、身分証明書の交付申請は本籍地の市区町村窓口へお問い合わせください。

※ 令和６・７年度登録業者で業務種別及び登録項目の追加の場合は、提出不要です。

⑲ 財務諸表又は決算書等（書類番号 19）

ア この書類は、「建設工事」以外の業務種別に登録申請をするかたが提出してください。提出部数は１部です。

イ 法人の場合は、業者登録申請を行う日の直前１年分の財務諸表（基本財務諸表に該当する部分（「貸借対照表」、「損益計算書」、「キャッシュ・フロー計算書」、「株主資本等変動計算書及び注記表」等）を必ず含むこと。）で調製済みのものを提出してください（写し可）。

なお、新規で事業を開始したかたは、この書類を提出する必要はありません。ただし、法人による事業開始前に個人事業を行っていた場合は、個人事業時における決算書を提出してください（提出書類は下記ウを参照）。

ウ 個人の場合は、以下のとおりとしてください。

(ｱ) 所得税の青色申告者のかたは、業者登録申請を行う日の直前１年分の所得税青色申告決算書における「貸借対照表」及び「損益計算書」（青色申告について簡易申告のかたは「損益計算書」のみで可）を提出してください（写し可）。

(ｲ) 所得税の白色申告者のかたは、業者登録申請を行う日の直前１年分の当該事業に係る「収支内訳書」を提出してください（写し可）。

(ｳ) 上記(ｱ)（(ｲ)において、新規で事業を開始したかたは、この書類を提出する必

要はありません。

※　令和６・７年度登録業者で業務種別及び登録項目の追加の場合は、提出不要です。

⑳　納税証明書等（書類番号 20）

ア　この書類は、業者登録申請を行うすべてのかたが提出してください。提出部数は、市税（大館市）、県税（秋田県）、国税、それぞれについて１部です。

イ　税額表示がされていない様式で証明を受けてください。

詳しくは、**次葉の「納税証明書等に関する注意事項等」を参照**してください。

(21)　暴力団等の排除に関する誓約書（書類番号 21）

ア　この書類は、業者登録申請を行うすべてのかたが提出してください。提出部数は、１部です。

イ　主たる営業所の所在地、商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記載してください（押印は不要です）。

※　電子メールで申請する場合は、**すべての書類を PDF 形式で１つのデータにまとめて**提出してください。

※　押印が必要な申請書及び年間委任状（書類番号１、２）以外で、Word や Excel を PDF 化する書類は、Word 及び Excel の印刷機能から PDF 化していただくようお願いします。

≪*納税証明書等に関する注意事項等*≫

すべての納税証明書に共通する注意事項

ア　証明年月日が、業者登録申請日以前の**3か月以内**のものを有効とします(写し可)。

イ　法人設立後１年未満で納税証明書の発行を受けることができないときは、「法人設立（設置）届出書」の写しを提出してください。

ウ　税額表示がされていない様式（※１、※２、※３）で証明を受けてください。

エ　交付窓口では、身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）の提示が求められます。また、法人代表者(個人事業主の場合は事業主本人)以外の社員や家族が交付請求する場合は、委任状又は同意書が必要となる場合があります。

オ　納税証明書の交付に関しては、各交付窓口へお問い合わせください。

カ　市税と県税の交付申請は、各窓口で設置している様式、又は総務省ホームページに掲載している納税証明書交付申請書統一様式により行ってください。

キ　市では、納税後すぐには納付状況が証明内容に反映されないため、納付後約２週間以内に交付申請される場合は、納付状況を確認できるもの（領収書や通帳等）をお持ちください。

ク　市役所の窓口は申請書等の記載場所が限られているため、事前にご記入の上でお持ちくださるようお願いします。

	市税　※１ （大館市）	県税　※２ （秋田県）	国税　※３	
			法人	個人
様式	市税について未納のない証明	「県税及び地方法人特別税に係る徴収金」について未納がないことの証明	「法人税と消費税及び地方消費税」について未納がないことの証明	「申告所得税と消費税及び地方消費税」について未納がないことの証明
		秋田県県税条例施行規則様式第６号その2	国税通則法施行規則別紙第９号書式その3の3	国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2
交付場所	・市役所税務課諸税係⑩窓口 ・各支所 ・各出張所 ・市民サービスセンター	秋田県総合県税事務所及び各支所 ※北秋田地域振興局では税証明を行いません。	本店等所在地を管轄する税務署の税証明窓口 ※国税の納税証明書は、会社や自宅からオンライン請求できます。　詳しくは、e-Taxホームページ(アドレスは欄外のとおり)をご覧ください。ご不明な点は、最寄りの税務署にお問い合わせ願います。	
交付手数料	１通につき ２００円	１通につき４００円 ※秋田県証紙で納付	ｅ－Ｔａｘ　１通につき３７０円 書面　１通につき４００円	

※ｅ－Ｔａｘアドレス（https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm）

※１　大館市税について未納税額がない証明　　（参考様式）

市税について未納税額がない証明用・・・個人、法人兼用　※「大館市統一様式」

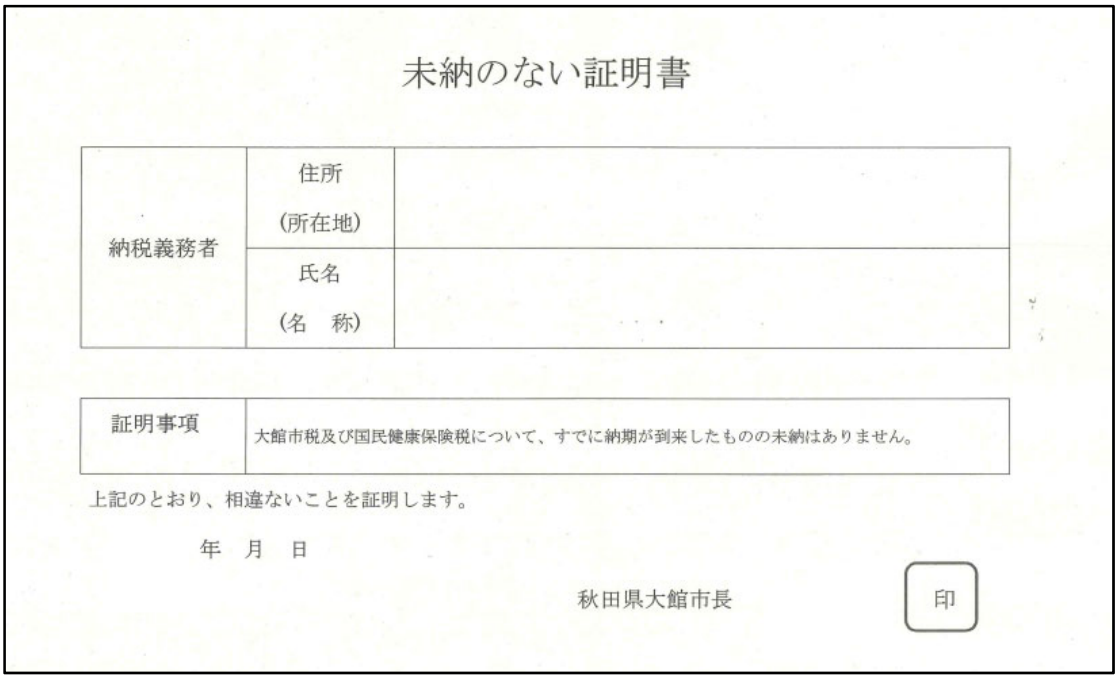

未納のない証明書

納税義務者	住所 （所在地）	
	氏名 （名　称）	

証明事項	大館市税及び国民健康保険税について、すでに納期が到来したものの未納はありません。

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　月　日

秋田県大館市長　　印

※２　秋田県税に係る徴収金について未納がない証明書　　（参考様式）

秋田県県税条例施行規則様式第６号その２・・・個人、法人兼用
（「県税及び地方法人特別税に係る徴収金」について未納がないことの証明）

（規則様式　第６号その２）

納　税　証　明　書
住（居）所 （所在地） 氏　　名 （名　称）
県税及び特別法人事業税・地方法人特別税に係る徴収金の滞納のないこと （地方税法台１４４条の２９に基づく徴収猶予分を除く） 以　下　余　白
上記のとおり相違ないことを証明します。 年　　月　　日　　秋田県総合県税事務所長　　印

※３　国税に係る徴収金について未納がない証明書　　（参考様式）

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の３）・・・法人用
（「法人税と消費税及び地方消費税」について未納がないことの証明）

納　税　証　明　書

（その３の３　「法人税」及び「消費税及地方消費税」
について未納税額のない証明用）

住所（納税地）

氏名（名　称）

代 表 者 氏 名

１　法人税について未納の税額はありません。

２　消費税及地方消費税について未納の税額はありません。

以　下　余　白

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日　　税務署長

財務事務官

㊞

国税通則法施行規則別紙第９号書式（その３の２）・・・個人用
（「申告所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税」
について未納がないことの証明）

納　税　証　明　書

（その３の２　「申告所得税及復興特別所得税」及び
「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用）

住所（納税地）

氏名（名　称）

１　申告所得税及復興特別所得税について未納の税額はありません。

２　消費税及地方消費税について未納の税額はありません。

以　下　余　白

第　　号

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日　　税務署長

財務事務官

㊞

第４章　有資格業者登録名簿への登録

１．申請書等の確認（入札参加資格審査）

業者登録申請が行われると、次の事項について確認作業を行います。この確認のことを「入札参加資格審査」といいます。

⑴　申請者が、第２章の「１．欠格事項」に該当しないこと。
⑵　定められた手続により業者登録申請が行われたこと。
⑶　申請書等の記載事項に不備等がないこと。
⑷　提出を求めたすべての書類が提出されていること。
⑸　業務種別ごとに定められた登録要件を満たしていること。
⑹　法令等で定められた許可や登録等を受けていること。
⑺　その他必要な事項

２．資格審査委員会による審査

「入札参加資格審査」の最終段階として、資格審査委員会を開催し、問題がないと判断された申請者を「有資格業者登録名簿」に登録します。

※　「建設工事」の等級格付について

建設工事の「一般土木」、「建築一式」、「電気」、「給排水暖冷房衛生設備」、「舗装」については、登録項目ごとに複数の「等級」に格付けされます。また、それ以外の登録項目は１等級のみの格付として扱います。

市内業者の等級格付は、業者登録申請のときに提出された総合評定値通知書における「総合評定値」と、発注者別評価申告書による「発注者別評定値」を合計した「総合点」及び「有資格技術者数調書」における「技術職員の数」により行われ、原則として、一度格付された等級は「有資格業者登録名簿」の有効期間中は変動しません。**格付される等級は、登録業者を「総合点」の高い順に並べたときの分布状況や発注状況等を勘案して、資格審査委員会により決定されます。**

なお、決定された等級格付けについては異議申し立てを行うことはできないので、ご留意願います。

有資格技術者の保有基準

工事種別	有 資 格 技 術 者	等級	有資格技術者数の要件
一般土木	１級土木施工管理技士 ２級土木施工管理技士（種別：土木） １級建設機械施工(管理)技士 ２級建設機械施工(管理)技士（第１～６種）	A	１級・２級　８人以上 （うち１級　２人以上）
		B	１級・２級　４人以上 （うち１級　１人以上）
		C	要件なし

工事種別	有 資 格 技 術 者	等級	有資格技術者数の要件
建築一式	１級建築士 ２級建築士 １級建築施工管理技士 ２級建築施工管理技士（種別：建築）	A	１級・２級　８人以上 （うち１級　２人以上）
		B	要件なし
電気	１級電気工事施工管理技士 ２級電気工事施工管理技士 電気主任技術者（１級扱い） 第１種・第２種電気工事士（２級扱い）	A	１級・２級　４人以上 （うち１級　１人以上）
		B	要件なし
給排水暖冷房衛生設備	１級管工事施工管理技士 ２級管工事施工管理技士	A	１級・２級　５人以上 （うち１級　１人以上）
		B	要件なし
舗装	１級舗装施工管理技術者 ２級舗装施工管理技術者	AB共通	１級・２級　１人以上
	１級土木施工管理技士 ２級土木施工管理技士(種別：土木) １級建設機械施工(管理)技士 ２級建設機械施工(管理)技士（第１～６種）	A	１級・２級　８人以上 （うち１級　２人以上）
		B	要件なし

（注：上記の保有基準のみで等級が決定されるものではありません。）

※　入札参加資格審査の結果について

入札参加資格審査の結果については「有資格業者登録名簿」の公表をもって結果通知に代えさせていただきます。「有資格業者登録名簿」は契約検査課ホームページでご確認ください。

３．登録の有効期間

追加受付で業者登録申請手続を行ったかたの「有資格業者登録名簿」への登録の有効期間は、次のとおりです。

受付日の翌々月の1日　～　令和8年3月 31 日

４．申請の取下げ及び認定の取下げ

業者登録申請を取り下げる場合や、「有資格業者登録名簿」に登録された後にその登録認定を取り下げる場合は、「大館市入札参加資格申請書変更届」により申し出てください。

５．有資格業者登録名簿からの登録抹消（入札参加資格の取消）

「有資格業者登録名簿」に登録されたかた（以下「有資格業者」という。）が、次のいずれかに該当した場合は、登録の全部又は一部を抹消（入札参加資格の認定取消）します。

⑴　第２章の「１．欠格事項」のいずれかに該当することとなったとき。
⑵　「有資格業者登録名簿」への登録認定の取下げの申し出があったとき。

６．有資格業者登録名簿への登録認定の承継

有資格業者が、有効期間中に次のいずれかに該当する変更を行った場合には、一定の基準を満たしていれば、申請により「有資格業者登録名簿」への登録認定（建設工事において格付された等級を含む。）を承継することができます。

なお、これらの変更を行うときに大館市と契約中である場合には、その契約に関する権利及び義務の承継は別に手続していただく必要がありますので、ご注意ください。

⑴　会社合併
⑵　会社分割
⑶　事業譲渡（営業譲渡を含む。）

７．申請した事項の変更等の届出

業者登録申請をした後、申請書に記載した事項等に変更が生じた場合は、速やかに「大館市入札参加資格申請書変更届」（以下「変更届」という。）を記載の上、必要な書類を添付して契約検査課に電子メール又は郵送で届出してください。

行政書士に申請を委任する場合は変更届の欄外に、行政書士の名義、住所、電話番号の記載も必要とします。

※　大館市の業者登録制度上、主たる営業所又は従たる営業所の所在地は、入札参加機会を左右する重要な要素であるため、次の変動については「中間年受付」時に限定しています。

・「県外業者」から「県内業者又は市内業者」への変動
・「県内業者」から「市内業者」への変動

なお、変更届によって登録項目の追加等をすることはできません。

８．総合評定値通知書の提出について

大館市が行う建設工事（修繕工事を含む。）の入札や見積合わせの参加業者、又は大館市が発注する建設工事の受注者になるためには、大館市に対して最新の総合評定値通知書（有効期間内のものに限る。）を提出していなければなりません。

「建設工事」**（市内業者のみ）**に登録したかたは、経営事項審査の有効期間が途切れることがないように毎年経営事項審査を受け、最新の総合評定値通知書の交付を受けたときには、その写しを契約検査課に電子メール又は郵送で提出してください。